

岡山ささえ愛センター（岡山県地域公益活動推進センター）  
平成30年度 制度の狭間の課題解決モデル事業  
『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、岡山県地域公益活動推進センターの「制度の狭間の課題解決モデル事業実施要綱」に基づくテーマ『子どもの居場所（学びの支援）の仕組みづくり』の実施及び助成に必要な事項を定めるものとする。

## 2. 目的

本事業は、寂しさやしんどさを抱える子どもたち（概ね未就学児及び学童）が、様々な信頼できる大人との出会いや関わりによって、子どもの得意なこと（強みや良い面）を引き出したり、夢や目標を見つけ、生きる力を培うなど、子どもたちの健やかな育ちや様々な学び（社会体験等）を支えるとともに、子どもが安心して生活できるよう、寄り添い支援の取組の創出を目的とする。

## 3. 事業の内容

本事業は、困りごと、寂しさやしんどさを抱える子ども（概ね未就学児及び学童で、例えば、子どもに関わるワーカーが支援対象者としている子ども等）を対象として、次の（1）～（4）に掲げる取組等を実施するものとする。その目的の範囲において、地域の実情に応じ柔軟に実施することが可能であり、創意工夫により効率的・効果的に実施することが求められる。

### （1）居場所の提供

生活習慣（食事・入浴など）の形成、子どもが安心して過ごせる場所の提供等

### （2）学びの支援

日常的な学びの支援、社会体験場面の提供、社会性の育成、学校の勉強の予習・復習、宿題の習慣づけ等

### （3）保護者に対する養育支援

子どもの養育・育成環境に必要な知識、公的支援の情報提供等

### （4）その他、子どもの健全育成に資すると認められる支援

## 4. 事業の実施要件

（1）開催頻度は、原則月1回以上であること。また、継続的な取組を優先する。ただし、試行期間における実施についてはこの限りではない。

（2）利用料は無料、または低額（本事業において提供されるプログラムのうち食材料費等として実費相当額程度）とすること。

（3）支援対象者等への安全面において十分に配慮すること。

## 5. 事業の対象経費

この要領に基づく助成金の交付対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 助成事業の実施に必要とする経費のうち、諸謝金、旅費、消耗品費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、資料図書費、食材料費、保険料に相当するもの。
- 2 次の各号に掲げる経費については、本事業の助成の対象としないものとする。
  - (1) 役職員等の人件費
  - (2) 飲食費（研修講師・委員等の茶代、弁当代を除く）
  - (3) 他団体が本来事業として実施する活動の経費（他団体への経費助成、委託等）

## 6. 本事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成30年度から平成31年度とする。

## 7. 留意事項

- (1) 子どもたちが「支えられる側」であるだけでなく、「支える側」でもあることの意識醸成を図る等、「地域共生社会の実現」に向けた視点を持ち事業を実施すること。
- (2) 福祉・教育行政、社会福祉協議会、スクールソーシャルワーカー、学校等、岡山ささえ愛センター（岡山地域公益活動推進センター）、関係機関・団体との連携・調整を行うこと。
- (3) 地域住民、ボランティア、民生委員児童委員や学生の協力・連携を図ること。  
（例えば、学習支援における学生ボランティアの関わり 等）
- (4) 事業の実施主体は、事業実施上の瑕疵により対象者等に損害を与えた場合に備え、必要な範囲内でボランティア行事用保険等、必要な損害保険の加入について検討すること。

## 8. その他

上記に掲げる事項以外で、実施に関し必要な事項は別途協議するものとする。

附則 本要領は平成30年6月26日から施行する。